

## 第 45 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 11 月 26 日（火）14:56～16:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬佐和子

（委 員） 黒澤昌子

（専 門 委 員） 荒木万寿夫、久我尚子、佐藤香

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島課長、佐藤企画官、寺田統計専門官

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官、木村副統計審査官、小野企業統計体系整備専門職

4 議 題 全国消費実態調査の変更について

5 議事録

白波瀬部会長 では、専門委員の方、委員の方がおそろいになりましたので、ただいまから、第 45 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日は、津谷委員が所用のため御欠席となっております。

さて、前回の第 44 回部会では、第 43 回の部会で宿題となって事項 6 点のうち、3 点について調査実施者から説明があった後、審査メモの「( 3 )報告を求める者の変更」、「( 4 )調査方法の変更」及び「2 前回答申等における今後の課題への対応」について審議を行いました。その結果、いずれも、本部会として結論は適当であると判断いたしました。

本日は、まず、第 43 回の部会で宿題となった事項 6 点のうち、前回部会で方向性の説明までとなっております残りの 3 点について、調査実施者から説明いただき、審議いたします。

その後、本日は、私と事務局で相談して作成いたしました答申案を用意しておりますので、事務局から説明いただいた後、答申案の審議を行います。

なお、12 月の統計委員会で、私から答申案の説明と併せて、今回の部会審議において出された意見について、部会長メモを意見表明したいと考えておりますので、本日、その案についても説明させていただき、委員及び専門委員の皆様から御意見を頂戴したいと思っております。

また、参考資料として、第 43 回及び第 44 回の部会結果概要を配布しています。

なお、先日の部会終了後、本日までに、委員・専門委員の皆様から、意見・要望や資料の要請等は出されていないようですが、今後もお気づきの点がございましたら、どうか事

事務局までメール等によりお知らせください。

また、本日の部会は 15 時から 18 時までを予定としておりますけれども、審査予定が一通り終了した段階で終了させていただきたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

木村総務省政策統括官付副審査官 それでは、本日、新たにお配りしている資料でございますが、3種類となっております。まず、資料1 - 1ですが、第43回人口・社会統計部会における宿題に対しまして、調査実施者である総務省統計局が作成された回答の資料です。資料1 - 2は回答内容を踏まえた世帯票の修正案です。

次に、資料2 - 1でございますが、これは事務局が部会長と相談して作成いたしました、本調査の諮問に係る答申案です。資料2 - 2として、基本原則が付されております。

さらに、資料3は、部会長が作成されました、本調査の部会審議の際に出されました意見に基づくメモとなっております。

このほか、参考資料として、第43回及び第44回の部会結果概要、これらは委員及び専門委員の皆様方に御確認いただきました確定版となっております。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上でございます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、全国消費実態調査の諮問に係る第4回目の部会審議に入ります。

本日は、まず、前々回の部会で宿題となっていた事項のうち、残っていた3点について調査実施者から説明していただき、この審議を最初に行いたいと思っております。

それでは、調査実施者から説明をお願いいたします。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計局でございます。

それでは、今の点に関しまして、資料1 - 1、それから資料1 - 2を適宜参照していただきながら、御説明を差し上げたいと思っております。

まだ未回答の3点についてということですが、いずれも口頭では、前回の部会において御説明を差し上げて、先生方からその方向で良いのではないかというお話を頂いたものと考えております。

まず、1ページ目「被災による転居の有無」のところでございますが、選択肢、一度転居して戻ったという区分を追加してはどうかという御提案を頂いたところでございます。

下の方に<変更案>として書いてございますが、3区分として新しいものを作っております。「転居したことはない」「転居したが元の住居に戻っている」「今も転居先にいる」という三つでございます。この設問自体は、罹災証明書をこの5年間で受けたことがあるという世帯に聞いておりますので、ごく一部の対象になっているということ。それから罹災証明を受けていますので、住宅に何らかの被害を受けたということがあるという場合に

限定されております。

そういう意味では、何らか一時的に避難が必要だった世帯というのがそのうちの相当数に上るものと考えております。

そういう意味で「（参考）」のところに記載しておりますが、詳細の定義と致しましては、「転居したことはない」という表現のところに、一時期避難していたけれども、元に戻っているという短期にほかのところにいたという者は含める形にしております。

こうしませんと、転居したことはないというのは事実上、空振りの選択肢になってしまいますので、そういうことがないようにという設計にさせていただきます。

それから、続きまして2ページ目ですけれども、これは(16)の「その他の人」というところの区分で、現在、当初の案としては「介護保険施設入所」という選択肢を増やしたわけですが、ここの部分は公的な施設を念頭に置いているものでございまして、そのほかに公的な介護施設に入れなくて、民間の有料老人ホームなどに入っている方も多いということがあって、そういったところも明確に把握すべきではないかという御指摘を頂いたところでございます。ここについては、選択肢を追加させていただきまして、前回もワーディングは申し上げましたが、前回のこんなところのワーディングでどうでしょうかと言ったもののとおり「他の介護施設入所」というワーディングで選択肢を一つ追加してございます。

その右側に<該当する施設>としてどういうものを念頭に置いているかということ为例示しておりますが、介護保険施設の方は、公的なものを考えておりまして、介護老人福祉施設、これはいわゆる特養、特別養護老人ホームのことですが、そのほかに介護老人保健施設、介護療養型医療施設というものを念頭に置いてございます。

2番の方はその他ということになります。具体的にはいろいろな名称のものがありますけれども、有料老人ホームであるとか、養護老人ホームであるとか、軽費老人ホームであるとか、いろいろな名称のものがあると思いますので、例示的にここに書かせていただいております。

それから最後、3ページ目でございますが、世帯票の(13)(14)のところ、当初、説明書きに「40歳未満の方は、回答不要」とあるだけでこの設問を用意しておりましたが、(14)の方は介護を受けているという状況を書いてもらうもの、(13)は御自分が受けているかどうかではなくて、ほかの方を介護しているかどうかということで、少し聞いている内容が(13)と(14)で違っているという面がございまして、それも含めて混乱する可能性があるのではないかと。また、ワーディングについていろいろと御指摘を頂いたところでございます。

これについては、資料1-2を見ていただいた方が分かりやすいかもしれませんが、(13)と(14)の間に1行、少し濃いピンク色の部分を追加しております。「(14)の設問については、各世帯員(介護を受けている方)の認定の状況について回答してください」ということで、一応(14)は介護をしている状況を聞いているわけではなくて、受けていると

いう状況を書くのだということ。そこから右矢印を出しまして、「40歳未満の世帯員については、回答不要です」ということで、その受けている方が40歳未満の場合には、介護保険とかの対象にならないので、ここの設問の回答対象ではないということを明示しております。記入者等を誤解するという御指摘もあったので「40歳未満の世帯員」というフレーズにさせていただきます。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対して、御意見等があれば、御発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、黒澤委員、お願いします。

黒澤委員 どうもありがとうございます。

2ページ目の「他の介護施設入所」という件についてなのですが、選択肢はこれで全く結構だと思うのですが、この事例のところの中の「他の介護施設」の中のこの「サービス付き高齢者向け住宅」というものがございますけれども、ここでちょっと、私、気になるのは、この「サービス付き」のこのサービスの内容がどういうものかということです。いわゆる通常の賃貸住宅とほとんど同じで、万が一のときは、何かボタンを押すとナースが来る程度のサービスであったとしても、ここに入るのかどうかというか、カットオフをどこでするのかという、非常に難しいと思うのですが、これだけがこの選択肢の中に一つ「住宅」という形で異質といえますか、ここまでこの中に含めるべきものであるかどうかというところがありまして、このワーディングについてももう少し詳しく教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

白波瀬部会長 お願いいたします。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ワーディングについて、一応、我々念頭に置いたのは、いわゆる地域包含ケアシステムの象徴として設置されている高齢者向けの居住施設というものでございまして、サービスとしては24時間地域巡回型訪問サービスなど、割と充実したものを想定しておったのですが、ただ単に「サービス付き高齢者向け住宅」というワードであると、そこまで想定できないということであれば、ここの書き方については、また工夫が必要なのだろうと思いますので、御意見を頂戴できればと思います。

白波瀬部会長 ただ、ここでの御指摘は、質問用紙に入るというよりも、マニュアルのレベルでの話でございますので、調査協力者から質問されたときにどう答えるかという方針を明確にさせていただければよろしいかと思います。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そういう意味では、今、申し上げたように、ある程度の介護のためのしっかりとしたサービスが付いているものということを想定しておりますので、もう少しそこがはっきり分かるようなワーディングでここは最終的に我々の方で書き込んでいくということで対応させていただければと思います。

白波瀬部会長 分かりました。よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

では、佐藤専門委員、お願いします。

佐藤専門委員 今のことですが、これはマニュアルに載るのですか、それとも「記入のしかた」に載るのですか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 「記入のしかた」でございます。対象の方が見るようなもの。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

すみません。それでは1点よろしいですか。

3番目の話なのですが、これは記入していただいて大変分かりやすくなりました。

ただ、この矢印が少し分かりにくい感じが致しました。この矢印は認定の状況について教えてください、認定を受けている方の人のことですよ、ということですね。40歳未満の場合は不要ですよということなのですが、矢印ではなくて、文章で「ただし40歳未満の場合の方については、回答不要です」と書いた方が分かりやすいような気もするのですけれども、いかがでしょうか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは、今すぐ私ども回答するというよりも、ほかの方の御意見を伺ってみたいと思います。

白波瀬部会長 どうでしょう。

ほかの方から御意見がないので、あまり問題はないのかもしれない。

最初の前文で、認定のことが来ていますからね。このままで特に御指摘が書ければ、まったく問題ないと思います。文章が多いのもよくありませんので。

佐藤専門委員 もしも、ただしで文章に直すとしたら、(14)の設問をとった方が見やすいかなとは思いますが、どちらでも。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 (14)についてはという表記ですか。

佐藤専門委員 はい。その方が。

白波瀬部会長 目の流れとしては下に進むので、ここになくても良いのではということでしょうか。

佐藤専門委員 ええ。もうどうせ下ですし。40歳未満の世帯についてはというところ、ちょっと右過ぎる気がするのですよね。

白波瀬部会長 全体に真ん中に動かす、ということですね。

佐藤専門委員 そう。ちょっと左に寄せたようが。つまり(14)の項目を見たときに、一番右の40歳未満のところが見えないかもしれない。だから、それを考えると、文章でつながっている方がいいかなとも思うのですけれども、さほど大きな問題にはならないと思います。

白波瀬部会長 考え方としては似ている気もします。例えば、(14)の設問とここを長

くしないで、文を短くして本題に行くように促すとか。実質的に内容に触れることではないのですが、流れとしてももう少しスムーズに促せるような工夫があれば良いかもしれない、ということですね。

佐藤専門委員 この1行があるのは良いと思うので、これは真ん中になっていますけれども、左詰めにするとか、何かそのぐらいのことかしらと思うのです。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 では我々からちょっと修正提案でございますが、例えば、では左寄せにさせていただいて、(14)については、各世帯云々というところで回答してくださいまで入れまして、当初はこの40歳云々というところは、かぎ括弧に含まれていたというか、大きな括弧に含まれていたので、その括弧の記号に変えて「40歳未満の世帯員については、回答不要です」というような形にするというのはいかがでしょうか。

佐藤専門委員 よろしいかと思えます。

黒澤委員 すみません。

白波瀬部会長 どうぞ。

黒澤委員 何かせっかくそこで収束しかけているところ、大変申し訳ないのですが、私、この矢印も確かにちょっと気になることながら何でここで「(介護を受けている方)」というのも気になるのですね。つまり、世帯の中では介護を受けていない人もいないわけでは、ないですか。「40歳未満の世帯員については、回答不要です」を括弧の中に入れるためというものもあり、この文言を(14)については、各世帯員について、介護認定の状況を回答してくださいと書いて「(40歳未満の世帯員については、回答不要です)」にした方が何かずっと行くような気がするのです。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 これは先生、そこはちょっとすみません。設計意図がございまして、(13)は介護しているということについて、その該当者に書いてもらって、(14)はしている流れで答えてもらうのではなくて、一回切って、介護を受けている状況、その人が介護しているかどうかと聞いた後に、その人が介護しているかどうかという流れではなくて、その人が介護を受けているということについての状況を聞くものですから。

黒澤委員 それで括弧して、介護を受けてというものをわざわざ入れているわけですね。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。ここはちょっと強調したいところでございます。

黒澤委員 分かりました。すみません。そういう経緯を存じ上げず。分かりました。

では、以前のもので結構でございます。

白波瀬部会長 では、何かほかに御意見ありますでしょうか。

どうぞ、佐藤専門委員。

佐藤専門委員 介護を受けていない方も記入は不要ですよ。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 その場合は、認定を受けていない欄に丸を

一応付けてほしいということになっております。

年齢の方は、別途上の方に満年齢が書いていますので、チェック可能なのですが、そうでない場合は、認定を受けていないのか、書き忘れなのかが判定できないものですから、そこは付けていただきたいということを原則にしております。

佐藤専門委員 例えば、65歳で元気で全然介護も何も受けていない場合も、認定を受けていない。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。

佐藤専門委員 そうすると、介護を受けている方の認定状況というのは、受けていない場合に落とす可能性、心配はありませんか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは中でも議論したのですけれども、そのリスクはあるのですが、それよりも(13)の流れで間違っただけで回答される方が、我々は困るということで、一応、今の形の方を取っています。確かにリスクある点は御指摘のとおりでございます。

佐藤専門委員 左の枠の(14)のところ、まだちょっとスペースがありますから、むしろこちらに40歳以上の世帯員について、介護を受けている、ああ違うか。40歳以上ですものね。40歳以上の世帯員全員についてお答えくださいとか、何か入りませんかしら。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そうですね。事務局も佐藤専門委員と感覚は同じで、恐らく最初、部会長がおっしゃった40歳の位置の話とか、書きぶりも含めての御指摘とも関係しますが、むしろ40歳以上の方に書いてほしいのであれば、書かなくていいことを強調するのではなく、最初の文頭に40歳以上の方でこういう要件を満たす方と限定しておけば、比較的記載漏れはなくなるのではないかと思います。そういう案ではいかがでしょうか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 文頭に出してしまうと、多分、40歳以上かつ介護を受けているという人だけが記入するという読み方のおそれがあるのではないかなというのがあって、今の御指摘を踏まえると、むしろ(14)の注として、今、1ポツありますけれども、その下のポツが何かで「40歳以上の世帯員で介護を受けていない方は認定を受けていないに記入してください」みたいなことを書く方がよろしいのではないかと思います。

白波瀬部会長 では、一応そちらの方向で進めたいと思います。誰に書いてもらいたいのかを明確にして、記入漏れがないように工夫するということですね。ここでは一旦引き取らせていただいて、最終的なところはこちらで決めさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 では、ありがとうございます。

一応、では、こちらであとの2点につきましては、御意見を頂いていないのですけれども、了承していただいたということで進めさせていただきます。

では、次に、答申案について、審議したいと思います。

まず、最初に、事務局であります政策統括官室から説明をお願いいたします。

では、坂井企画官、よろしくお願いいたします。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、資料の方を御覧いただきながら、御説明させていただきます。

資料 2 - 1 でございます。

今回の全国消費実態調査の審議ですけれども、人口・社会系の統計調査の審議方法として新たなトライアルをお願いしました。にもかかわらず、部会長を始めとしての的確に御対応いただいたところでは、

答申案の作成に際しましては、部会長とも御相談いたしまして、委員の皆様の御意見のみならず、可能な限り御意見の背景にあるお考え等を踏まえて答申案に反映するようにちょっと工夫させていただいたところでございます。

まず、構成面を御説明いたします。

冒頭に委員会として答申する旨の記述がありますが、これは定型的な記述であります。

記以下でございますが、3本柱を立ててございます。

一つ目の柱は1ページ目からで「本調査計画の変更」部分。

二つ目の柱が7ページ目からで「前回(平成21年)答申等における今後の課題への対応」の部分。

三つ目の柱が9ページ目からで「今後の課題」の部分でございます。

(1)について、少し細かに見ていきますと、一つ目の柱ですが、今回の審議の特性として、諮問事項である今回の統計調査計画の変更の哲学を議論いただきましたので、その基本原則に係る記述の部分と、今回の諮問に係る部分も(3)で記載させていただいております。

それでは、内容面について、記載の理由趣旨等を中心に順に御説明いたします。

まず、1の部分です。

(1)は、統計法に基づく「承認の適否」の部分で、全体、いわゆる本調査計画の変更全体を通じた本部会の結論部分でございます。

本部会として審議の結果、どう御判断いただいたかというところを示すものでございまして、文末を御覧いただくと書いておりますとおり、今回調査については、変更を承認して差し支えないと、非常に回りくどい言い方をしておりますけれども、その趣旨は、今回、御審議いただいた範囲で、こういう結論に致しますという趣旨でございます。

(2)は前提の基本原則についてです。

1ページ目の下の「ア 基本的な考え方」から、3ページ中ほどの「ウ その他」までについて、それぞれ確認、議論していただいた内容と結論を記載させていただきました。

まず、1ページにお戻りいただきまして「(2)本調査の変更に係る基本原則について」の冒頭部分ですけれども、これは、今回、審議において、基本原則の位置付けと部会での

対応方針を明示いたしました。文章で言いますと、(2)の第3パラグラフの部分です。例えば「本調査については、この基本原則に沿って調査内容を変更することとしていることから、本委員会では、本調査の変更内容の適否の判断に当たり、まず、この基本原則の内容の合理性及びその記載事項の必要十分性について確認した」ということを一応確認的に記載させていただきました。

「以下にその概要を記す」という形にしています。

「ア 基本的な考え方」ですが、第1パラグラフで、全体構成は一緒なのですが、第1パラグラフで基本原則の内容を若干説明し、第2パラグラフで結論を導く理由等を記載させていただいております。

この「ア」の部分ですが、基本原則の根幹の部分であって、その哲学の方向性が全ての議論の前提になりますので、部会審議を踏まえまして、これは部会長及び部会長代理との相談を踏まえまして、やや前向きに評価する形で書かせていただいております、具体的には2ページを御覧いただきますと、表記としては「具体的には、」以下ですが、今後も「今後の本調査の在り方に影響する積極的な取組である」ということで、非常に前向きな取組として考え方を肯定させていただいております。

続きまして「イ 調査事項」に移ります。

構成は「ア」と同じですが、第2パラグラフの結論部分ですが、形式上、アの基本原則との整合性を重点的に審議いたしましたので、そういう理由で合理的とさせていただいております。

なお、「1 基本的な考え方」の記述の仕方ですが、これは引用すると、かなり長くなるので、最初に導入したときだけ全文を書いて、紛れをなくしております。

その後、同じような引用についても、内容を省略するというようにさせていただきました。

「(イ)消費(支出)」につきましてですが、これは調査実施者から記入漏れを防ぐですとか、社会経済情勢を踏まえた等の説明がございまして、本部会でも御了承いただきましたので、先ほどの形式的整合性に加えまして、その理由も追記させていただきました。

「(ウ)資産」ですが、貯蓄現在高等についてですが、これは精緻な把握に資するという点について、御確認いただいたところなので、それを理由とさせていただいております。

次に「(エ)世帯属性」ですが、これは今回の部会でかなり時間をかけて御議論を頂きました。育児、介護を中心ですが、その際理由は基本的にまとめて記載させていただいておりますが、やはり本調査の重さということも鑑みまして、記入者負担への影響というワーディングをあえて理由の一つに明示させていただいております。

続きまして「ウ その他」ですが、「(ア)調査票様式」では利用者ニーズ、「(イ)調査方法」につきましては、先般の閣議決定との整合性、それから「(ウ)調査系統」に

つきましては、調査依頼の困難性等々を調査実施者のロジックを原則として、合理性の根拠とさせていただきます。

ここまでが、今回審議の前置き部分でございます、通常の形に戻ります。

続いて、4ページから7ページまでが、本来の「(3)調査計画に係る調査事項等の変更理由」の調査計画の変更部分についてでございます。

本部会におきましては、個別事項の審議に当たりまして、基本原則等の形式的な整合性にとどまらず、基本原則の考え方を踏まえつつも報告者の方に迷わずに記載していただくためにはどうすることが必要かつ最適かという観点、それから実査の方の負担の観点、それから作成される統計の結果精度の維持についても目配せいただいたところです。

よって、その意向を踏まえつつ、作成させていただきます。

まず「ア 調査事項に係る変更」のうち、「(ア)変更事項1(新設)」部分の(「配偶者の有無」等)なのですけれども、ただし書き以下の部分が少し工夫した部分でございます。

このように申しますのは、全体としては適当であるとさせていただきましたが、今回の部会審議でいろいろな御意見が出まして、それを統計局の方で部会審議の中で既に対応されているということ盛り込んだ方がよかろうということで、例えば、1点目は今回の家計の種々の把握時点との整合性の観点。それから、一つの質問で複数の事項を聞くことの不適切性ということを理由として議論されましたので、その上で修正されたことを明記しております。

また「被災に関する事項」についても、本日の議論にありましたように、選択肢を増やす修正というものがなされましたので、それを明記した上で、総合して適当という構成にさせていただきます。

続きまして、4ページ下の方の「(イ)変更事項2(詳細化・整理統合)」でございますが、この点については、原則、基本原則と選定基準に基づき合理性が判断されたものと事務局としては認識しておりますので、そこは形式的な整理をさせていただきます。

続きまして、5ページ目の「(ウ)変更事項3(削除)」でございます。

先ほども申しましたけれども、記入者負担が多い調査ということは、地方公共団体の方からも意見が出ましたことから、帰属家賃の推計にはほぼ使わないというような話もございましたけれども、ここではあえて確認的に「記入者負担の軽減にも資する」ということも、屋上屋になるかもしれませんが、明記させていただきます。

続きまして、5ページの「イ 選択肢に係る変更」の部分ですが、家計の収支に影響が大きいと予想される有料老人ホームほかの施設というものにつきまして、本日、部会で御議論いただきましたこともあり、結論としてこういう修正を頂きましたということで、ただし書き以下で追記して、きちんと部会意見も反映されていますということを明記しております。

続きまして、5ページ下の「(イ)変更事項2(分割)」の学校の種別の問題、分割。

それから、6ページ上の方に飛びまして「(ウ)変更事項3(統合)」の耐久消費財の問題。

それと「(エ)変更事項4(変更)」の「耐久財等調査票」の「住居の建て方」等の問題及び「ウ その他の変更」については、今回、変更した理由というものを統計局から説明され、それを確認された上で、併せて基本原則との整合性を御確認いただき、適当と判断いただいたものと理解しておりますので、その構成で整理させていただいております。

続きまして、6ページ下の「(4)報告を求める者の変更」の部分ですが、ここは狙いとしている統計調査員の負担軽減と精度向上というのは、基本原則でも何度も触れられている非常に重要なキーワードということで、ここでもう一度引用させていただいて、適当と判断する根拠とさせていただきます。

続きまして、7ページ一番上の「(5)調査方法の変更」でございます。

具体的には、オンライン調査の拡大についての部分でございます。これにつきまして部会審議では、片側の議論として、調査実施者の説明がありましたけれども、報告者の利便性の向上ですとか、調査事務の合理化、効果といったものが非常に大きいということで、それ自体は御了解いただいたものと理解しております。

あわせて、オンラインによる場合であっても、結果精度の問題はないかということについての御意見も賜り、その部分について、事実を確認いただいた。その上で一応適当とさせていただきます。

ただ、もう片側で、実査を担当する地方公共団体の委員から懸念も示されたところでございます。

よって、白波瀬部会長とも御相談して、この項目の変更自体は適当であるが、今後、実際に実査を進めていく上で、現場の混乱回避というものは必要だということでございましたので、当初は予定していなかったのですけれども、後ほど「3 今後の課題」というところで、この文末に受けるところを記載させていただいております。

詳細は、また後ほど御説明いたします。

続きまして、7ページの「2 前回(平成21年)答申等における今後の課題への対応」でございます。

冒頭の指摘の概要と四つの課題のうち、家計の収支の個計化、これはもう基本計画部会でも議論いただきまして、統計委員会でも一応了解ということで、決着済みなので、整理しないということを冒頭宣誓というか、明言させていただきました。

その上で、構成ですが、形式上、7ページの下の方の「(1)『ア a 貯蓄現在高の世帯員別把握』」から次のページの「(5)『エ b 宝石等の資産把握』」まで、まず調査実施者がどうお考えかということはこの部会で確認したと認識しておりますので、その部分をまず記載させていただいた。調査実施者である統計局の文案をそのまま引かせていただいておりますので、ややラジカルな表現もあろうかと思えます。

これを確認した上で、本部会としてどう結論付けるかにつきましては、9ページの上の

方に記載させていただきました。

「以上について」以下でございますが「対応及び検討は、以下の理由から、適当であると認められる」という整理にさせていただいています。

具体的に御説明しますと、まず「（３）『他調査との調整』」の部分ですが、これは既に局の方で対応済みということでしたので、当然、問題なしとしました。

続きまして、の「（２）『イ世帯主との続柄の追加』」については、一部対応いただいているわけですが、家族類型別集計など、更なる精緻化の問題というのは、やはり本調査の目的、必要性から見てどうかというところが局から説明され、御同意いただいたところと思っております。

それと、の「（１）『ア a 貯蓄現在高の世帯員別把握』」ですとか、「（４）『エ a 株式の国内外別把握』」「（５）『エ b 宝石等の資産把握』」ですが、そもそも家計と世帯属性との関係を把握するという本調査の本来の目的から見て、ここまで必要なのかということについては、これは恐らく各委員とも同じような認識だと思いますので、ちょっと文末は荒っぽいのですが、必要性が認められない。ちょっと文末は荒っぽくて申し訳ございませんが、ここは御議論があるところかも分かりません。

それが、一応、９ページの上の方まででございます。

続きまして、９ページの下の方の「３ 今後の課題」でございます。

（１）の部分は、オンライン調査の全面導入に伴いまして、地方公共団体から懸念が示されたものでございます。先ほど、７ページの（５）の「調査計画の変更」の部分で、全体は適当としつつ、こういう課題があるということで引き継ぎましたので、その受け皿の部分になるのがここでございます。

課題の内容ですけれども、端的に言って地方公共団体の要請を踏まえて、連携を図ることについて、調査実施者である統計局からも対応する旨のお約束いただきましたので、それを担保するという意味合いでも課題に記載させていただいたということで御理解いただければと思います。

続きまして、（２）なのですけれども、これはちょっと毛色が違いまして、（１）が今回調査に係る具体的な課題であるというものに対しまして、本調査の特性を踏まえた在り方にやや大きな課題ということでございます。ここは白波瀬部会長と御相談したときに、部会長の思いを一応書かせていただいているということでございまして、そういう意味で、新規で創設的に付け加えた部分でございます。

内容について、事務局で理解している範囲で若干解説させていただきますと、（２）の第１パラグラフにつきましては、本調査の基本的な役割の部分でございまして、本来的、本質的意義を認めた上で、その汎用性はかなり高いということを確認的に記載させていただきました。

続く第２パラグラフの部分ですが、その上で今回の変更というのが、介護とか育児というものがトピック的に追加されておりますが、その変更自体は非常に重要性が高いとした

上で、まずその足元を固める意味で、その変更を着実に実施していくことが必要であるということを記載させていただいています。この点については事務局で確認した限り、部長代理の津谷先生も同じお考えということでございました。

第3パラグラフの「一方、」のところですが、これはとりわけ介護や育児が家計に影響を及ぼす重要な事象との御認識を明記した上で、今後も本調査において継続することが必要との御指摘でございます。今回を認めつつ、これについては、非常に発展的に一応検討してほしいというメッセージでございます。

一番重要なパラグラフが「したがって、」以下でございます。第3パラグラフまでの認識を前提とした上で、第4パラグラフで調査実施者である統計局に対しまして、本調査の本来の重要性に鑑みて、一方で本来的役割の維持はきちんとやってくださいというメッセージと、片方で社会経済情勢に対応した柔軟性のある統計調査というものについても、一応、今後とも不断の検討をお願いしたいというメッセージを一応ここに課題として書かせていただいているという御趣旨でございます。

事務局の説明は以上です。

白波瀬部長 ありがとうございます。

それでは、内容を幾つかに分けながら、内容について確認を進めていきたいと思えます。

まず、1ページ「1 本調査計画の変更」の「(1)承認の適否」の部分について、ここは決まった書き方になっていると思えますので、特段問題はないと思えますけれども、これと「(2)本調査の変更に係る基本原則について」の部分については、このような記載内容でよろしいでしょうか。御意見を頂きたいと思えます。

よろしく願います。

では、この内容で適当とさせていただきたいと思えます。

今回の審議につきましては、既に、今、企画官から御説明がありましたように、基本原則をまず議論して、それに戻るといって形とてかくそれぞれの設問まで戻りますと、議論が拡散しがちだったのですけれども、専門委員の御協力もありまして、そういうことがないように、こういう形で現時点ではまとめることができたと思えます。

では、これまで今の「(2)本調査の変更に係る基本原則について」の部分までについては、この内容で適当とさせていただきたいと思えます。

次に、1ページから2ページにかけての基本原則の「ア 基本的な考え方」の部分については、いかがでしょうか。

御意見の方をよろしく願います。

よろしいでしょうか。

では、この内容で、適当とさせていただきたいと思えます。

では、次に、2ページから3ページにかけての「イ 調査事項」についてはいかがでしょうか。

御意見等ありましたら、よろしく願います。

では、佐藤専門委員、お願いします。

佐藤専門委員 内容に全く異存はないのですが、第1パラグラフの2行目の後の方。

白波瀬部会長 何ページになりますか。

佐藤専門委員 2ページの「(ア)所得(収入)」ですが、2行目に「基本原則を3項目定めている」とありますが、ここは、つまり、もっと大きな基本原則という言葉を使っていたので、ここはちょっと用語を変えた方がよろしいのではないのでしょうか。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そのとおりですね。ここに引いているのですね。

山田総務省政策統括官付統計審査官 念のため補足させていただきますと、答申案の1ページ目のところでございます。

1ページ目の下から7行目ぐらいでしょうか。「(以下「基本原則」という。)」というところで、ここで用語の定義をしております。そこを一応引っ張っているという理解かと。

佐藤専門委員 これを使っている。

白波瀬部会長 ここでの原則、基本原則、1ページ目に基本原則というものを、以下ということで、定義付けているので、その流れで。

佐藤専門委員 そしたら、かぎ括弧を付けるのはいかがですか。

白波瀬部会長 その方が分かりやすいですかね。ここにかぎ括弧を付けて。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 御趣旨は分かりました。確かに紛らわしいのであれば、少し目立つように、基本原則にかぎ括弧を付す方向で検討したいと思います。

佐藤専門委員 以下のところでは付いているなと思いましたが。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そうですね。ありがとうございます。

佐藤専門委員 何か紛らわしい。

白波瀬部会長 では、ここはもう少し分かりやすいように修正をさせていただきたいと思えます。

何かありますでしょうか。

では、今の点明確にするということで、事務局の方と相談して、最終的に修正させていただくことにしたいと思います。では、それ以外のところは適当であると御了解いただき、全体として適当と判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 ではそういうように進めていきたいと思えます。

では、次に、基本原則の部分の最後になりますけれども、3ページの「ウ その他」についてはいかがでしょうか。御意見を承りたく思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、この内容で適当とさせていただきます。

それでは「(3)調査計画に係る調査事項等の変更理由」の部分に入ります。

最初に、4ページから5ページにかけての「ア 調査事項に係る変更」については、いかがでしょうか。

よろしく御検討ください。

よろしいでしょうか。

では、この内容で適当とさせていただきます。

では、次に、5ページから6ページにかけての「イ 選択肢に係る変更」については、いかがでしょうか。

よろしく御検討ください。

では、この内容で適当とさせていただきます。

次に、同じく6ページの「ウ その他の変更」についてはいかがでしょうか。

よろしくお願いします。

では、この内容で適当とさせていただきます。

次に、同じ6ページの「(4) 報告を求める者の変更」についてはいかがでしょうか。

では、この内容で適当とさせていただきます。

次に、7ページの「(5) 調査方法の変更」については、いかがでしょうか。

では、こちらについても、内容は適当であるとさせていただきますと思います。

次に、7ページ以降の「2 前回(平成21年)答申等における今後の課題への対応」について、御確認願います。

まず、最初に、(2)の冒頭の記載部分、ちょうど7ページの中ほどになりますけれども、ここの記載については、何か御意見ありますでしょうか。

よろしく御検討ください。

山田総務省政策統括官付統計審査官 部会長、1点だけすみません。

白波瀬部会長 どうぞ。

山田総務省政策統括官付統計審査官 事務局としてすみません。素案のところでもっと1点、今、間違いが見つかりましたので、この場で訂正させていただきます。

見出しのところ「前回(平成21年)答申等における」と書いてあるのですが、今回、答申、この前回の平成21年の答申一つだけで、ここに課題が書いてあるということで「等」は不要でございましたので、事務局のミスでございますので、訂正させていただきます。

恐れ入ります。

白波瀬部会長 1点の修正を承りました。

ありがとうございます。

では、今、7ページ真ん中ほどの記載部分についても、御確認いただいて内容は適当とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきます。

それでは、個別の部分に入りますが、まず、7ページの「(1)『ア a 貯蓄現在高の世帯員別把握』」についてでございます。

資産の個計化については、第1回部会及び第3回部会において、一応議論をしており、実施者の方からも御説明を頂いたところでございます。

第2ワーキンググループでも議論をし、その議論も考慮したものであります。資産についての個計化ということはあったのですけれども、そのところを把握するのは現実的にかなり難しく複雑です。家計の構造を明らかにしていくという本調査の目的をも考えて、資産の個計化については、現時点では対応は難しいという結論に至りました。その理解でよろしいでしょうか。本件、今一度確認させていただきたくお伺いする次第です。よろしいでしょうか。

佐藤専門委員 多分、1回目の時にも申し上げたと思いますが、無理だと思えますという私の考えですので、この文面で適当だと思えます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、その点につきましては、皆さんも納得いただいて、個計化は難しいということでした承いただいた、といたします。

では、7ページから8ページにかけての「(2)『イ世帯主との続柄の追加』」の部分についてです。

ここについてはいかがでしょうか。

では、この部分についても、内容は適当とさせていただきたいと思えます。

次に、8ページの「(3)『ウ他調査との調整』」の部分についてです。

ここについてはいかがでしょうか。

では、荒木専門委員、どうぞ。

荒木専門委員 細かいことですが、ウのところの上から3行目ですね。「資産全体の70.1%と大部分を占めている」のこの数値はいつの時点の数値というのを明記する必要はないのですか。

白波瀬部会長 いかがでしょうか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 私どもが作った資料においては書いておりますが、前回のこの調査でのデータでございます。

白波瀬部会長 お願いします。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 答申事務局として、もしその時点が分かるのであれば、紛れがないように、要するに大きな根拠の部分ですので、定量的な部分の根拠を記載させていただき方向で検討したいと思えます。

白波瀬部会長 そちらの方が明確になると思えますので、追加情報として入れさせていただきます。

そのほかに何かありませんでしょうか。

では、先ほどの具体的な数値のところでの時点のというものを追加させていただくということで、基本的に内容については御了解いただいたと進めさせていただきます。

次に、同じく8ページの「(4)『エa株式の国内外別把握』」の部分については、いかがでしょうか。

御意見ありましたら、よろしくお願いいいたします。

では、御意見ないということで、この内容についても適当とさせていただきたいと思えます。

では、次に、8ページの下から9ページにかけての「(5)『エb宝石等の資産把握』」の部分については、いかがでしょうか。

よろしくお願ひします。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 すみません。

白波瀬部会長 事務局お願ひします。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 先ほど、荒木専門委員から御指摘を受けたものと同じなのですが、ここでも数字についての時点を明示するようにさせていただきます。申し訳ございません。

白波瀬部会長 では、同様に、その方がよろしいかと思ひます。

佐藤専門委員 同じところなのですが、インターネットを用いたアンケートを行っているという、誰が行ったのかを追加した方がよろしいかと。主語があった方が。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 これはほかの場面の資料では書いておりましたけれども、私どもでやったものですので、多分、確かに主語がないと不明確だと思いますので、対応を私どもからもお願ひしたいと思ひます。

久我専門委員 すみません。

白波瀬部会長 どうぞ。

久我専門委員 8ページの(5)の3行目の「この結果、宝石・貴金属等の所有者は、所有している資産の半数以上である63.1%について」ですが、所有者によって所有している貴金属の数は違うと思ひますが、所有者は所有している資産のうち、平均で63.1%を把握していなかったということですか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは、分母が何点か資産を持っている方もいますので、持っている資産の方の1個1個を分母といいますか、その資産1個1個を数えていって、そのうちの金額が分かっている資産が何個あるかというものです。

久我専門委員 分かりました。ありがとうございました。

白波瀬部会長 すみません。今のところの確認です。持っている人はその程度にかかわらず、1として算出されたのだと理解していたのですが、いかがでしょうか。

久我専門委員 所有されている資産のうち、6割以上は把握されていなかったということですか。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 多分、日本語が若干変なところがあると思

いますので、そこをちょっと御相談させていただいて、日本語レベルの修正をしたいと思  
います。

白波瀬部会長 誤解を招くような気がしますので、よろしくをお願いします。

では、この点についても、インターネットも含めて、主語を明確にし、文章を完結させ  
るという方向で正確を期したいと思います。

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

では、それ以外に御指摘がないということで、内容的には妥当と進めさせていただき  
たいと思います。

では、最後に「3 今後の課題」の部分に入りたいと思います。

本調査については、今まで3回にわたって御審議いただき、今回調査の変更につきまし  
ては、全体として適当であるとの結論を頂きました。

しかしながら、先ほどの事務局からの答申案の説明にもありましたとおり、1点は本調  
査でオンラインによる回答方式が全調査単位区に拡大することにより、報告者の方が紙媒  
体による調査票の提出とオンラインで回答する方法を自由に選択できるようになることに  
伴って、統計調査員の方々の負担も想定されることから、実査の円滑な実施に向けた地方  
公共団体との連携を図ることが必要であること。

2点目は、今回の介護、育児等に関わる変更事項は、現在のみならず、今後の社会経済  
情勢において、家計に影響を及ぼし得る重要な事象であり、よりの確な現状把握を可能に  
するよう、今後も継続して審議していく事項であることから、調査実施者は、本調査の本  
来的な役割を維持しつつ、育児、介護の例でも見られるように、将来的に発生するであ  
ろう社会の多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても、引き続き、より適切  
な調査の在り方等について、検討する必要があることについて、審議における委員及び専  
門委員の御意見を踏まえて、今後の課題としたものであります。

少々文章が長く分かりにくかったかもしれませんが、要するに、今後の課題として2点  
あります。

これらについて、委員及び専門委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

9ページからの「3 今後の課題」のところでございます。

佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 オンライン回答を今後も進めましょうというだけではなくて、進めるこ  
とによって課題がありますということを指摘したのは、割と画期的なのかなと思うので  
すが、大変結構だと思います。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

現時点で対応しているだけで満足とするべきではないという趣旨の御意見も皆様からご  
ざいました。一方で、父親の育休といったような大変重要な指摘も久我専門委員からござ

いました。余り具体的な例を入れてしまうと、このほかにもどのようなことが出てくるかわからないので、次の部会長に委ねるといふことも含めまして、余りそちらを邪魔しないような形で、課題として記載させていただきました。

神奈川県、東京都さんの方から何か御意見ございますか。

古川東京都総務局統計部社会統計課長 私どもの意見をこういう形で反映していただいて、本当にありがたいと思っております。

特段、実査を担当する方の立場で出させてもらったものをこういう形で書いていただいたということで、今後、また調査実施者とよく連携を取って、これから実際の円滑な調査に励みたいと考えております。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県さん、お願いします。

杉本神奈川県統計センター消費・商業統計課長 やはり、東京都さんと同じように、オンラインの関係で、こういう御指摘を頂いて、非常にありがたいと思っております。

あともう一点、ある程度こういうオンラインの問題が出てくるのであれば、何かもっと広報の関係も、ある程度この中に入れていただくと、ワンセットでオンラインの関係と、そういった広報の充実という面が出てくるといいのかなというようにちょっと感じました。

白波瀬部会長 ありがとうございます。調査を実施するにあり、その調査対象者となる方々に調査の意味を理解して協力していただけるよう説得していただくためには、広報は重要な役割を担っています。

ただ、その一方で、オンライン化の促進はこれからも進めていくべき方向性であると同時に、オンライン化が即省力化に繋がるかということ、なかなかそうはいかないことを、理解していただきたいという気持ちがあります。特にオンライン化の過渡期にあっては、さまざまな業務がかえって複雑になることもあります。そこで、統計委員会としては政府統計を俯瞰する立場として、特定調査を超えて統計全体の枠組みからオンライン調査について議論・検討を進め、特に窓口業務となられる自治体からの声を吸い上げることが必要になってくると思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

古川東京都総務局統計部社会統計課長 結構ですけれども、御留意いただければ、それで結構です。

白波瀬部会長 重要な点ですので。

ありがとうございます。

どうぞ。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 実施者と致しましても、ある意味、予算的にはいろいろと厳しい制約もある中でございますが、都道府県さんと連携して、調査の企画をした後、きちんと実施できないと意味がないですから、オンラインのお話も新しい試みとして全国展開して、それをやっていく上では、いろいろな障害がまた出てくると思

ますので、広報を含め、地方公共団体、調査員さんとの連携を含め、これからいろいろと考えていきたいと思えます。

引き続き、御支援よろしく申し上げます。

白波瀬部会長 どうぞ、企画官。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 すみません。ちょっと事務局でここで非常にぼやかして書いている趣旨を少し御説明いたします。

オンラインは確かに、閣議決定で言われていまして、進めなければいけないし、政府として進めていただきたく政策統括官室としても各府省にお願いはしているところです。

ただ、やはり非常にフィージビリティという意味で、片側で統計の精度が確保できるかという議論が一つございます。そのところは、ある意味、まだ議論が尽くされていないですし、では具体的にどういう形であれば最も効果的かという経験値もまだ高くない状況ですので、恐らくここは広報等に具体化してしまうと、それに特化してしまう恐れがありますので、ある意味、やや幅を持たせて、連携という言葉の中で、いろいろなオプションを御検討を頂ければという気持ちを込めたつもりでございます。

政策統括官室としても、今、大臣からの御指摘を踏まえて、具体的にどういうことができるのかということの検討に着手していますので、そういうことを踏まえて、今、部会長がおっしゃったとおり、今後、一応議論していくというところに委ねていただけたらありがたいなと思えます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、全国消費実態調査は、大変重要な基幹統計でございますし、もっと言うと、その重要でかつ大変な調査をやっていただく現場は重要です。そこで、現場からの意見等についても、より積極的に、意識的に耳を傾けつつうまく連携を取って、更に質の高い統計データの作成を目指すことができれば良いと思えます。

答申案において、幾つかの数値がいつ時点という正確さを期するということがありました。あと4、5日での作業とはなりますが、修正案につきましては、私と事務局で調整の上、作成させていただきたいと思えます。

よろしければ、修正は、部会長に一任させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

荒木専門委員 すみません。

白波瀬部会長 どうぞ。

荒木専門委員 申し訳ないです。私、議論についていけなくなったので恐縮なのですが、9ページの上から3行目で「以上についての対応及び検討は、」というところについて、私は別のブロックで議論であるのかと思ったのです。すみません。参加できなかったのですが、特に と のその書きぶり、言葉の強さなのですが、必要性が認められないということで、語尾が決まっております。この場で、こうした例えば、同一の生計のみを集計区分とするような家族類型別の集計をせずに行って、分析をする必要がないというところ

るまで、確認したかどうかということと言うと、やや議論があるのかな。

ともに、実査上、世帯主との続柄の追加あるいは貯蓄現在高の世帯員別の把握が実査上難しいというところについては、異論がない。難しいだろうと思うのですがけれども、例えば、全国消費実態調査をその目的外使用で借りて、様々な家計類型別の集計を試みるということはあると思いますし、基本原則のところでも、家計構造の実態を種々の角度から分析するというので、私ども合意してございますので、こうした集計の必要性が認められないというと、ややちょっと強いのかなという印象を持ちました。

必ずしもこうした分析が主眼とした調査ではないとか、第一義的なその目的ではないというようなこととしては、理解できると思うのですがけれども、個人的にはその必要性が認められないと言うと、踏み込み過ぎな印象があるので、いかがでしょうか。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

この点、議論をさせていただきたいという気が致しましたが、語調強いということですね。

これは確認なのですが、私ももう一回何か読んで、最初は、本調査の同一の生計で、9ページの上の(2)の「イ世帯主との続柄の追加」のところなのですが、その2行目の「本調査は同一の生計で同居しているもので構成されている世帯を対象とする調査であり」というところと、次の「本調査において同一の生計のみを集計区分とするような家族類型別集計を精緻に行って分析する」というくだりです。このところは、要するに世帯類型別の集計はしないよということですよ。

荒木専門委員 同居の有無についてですよ。

非同居世帯員についての最後に述べておられる。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 前の本調査のところは、本調査の性格を見た上で。

白波瀬部会長 ですよ。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 ただ、少しちょっと紛らわしい文章になっているのはあるのかも分かりませんが、言い訳としてはおかしいですが、こういう調査であり、今、荒木先生がおっしゃったように、やや、文末がきついので、少しこのところで易しくしたつもりなのですが、かえって分かりにくくなってしまっています。

佐藤専門委員 ああそうですか。でも分かりにくいです。

白波瀬部会長 やはりこういうのは、積極的な意見を出した方がいいと思います。荒木専門委員がおっしゃっている意味は、おそらく、その集計をすべきという結論に至らなかったか、ということですね。違いますか。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 はい。恐らく荒木専門委員がおっしゃっているのは、ここまでは部会として確認はできていないから、その文末の表記の仕方として、少し認識に温度差があるので、だとすると、例えば荒木専門委員の言葉を借りると、本調査の目的に鑑みて、この部分は一応少し難しいみたいなトーンになるのが適当ではないか

という御趣旨だと理解いたしました。

荒木専門委員 そうですね。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 荒木専門委員の御指摘を踏まえて改めて読み直しますと、この点というのは、白波瀬部会長のお考えを踏まえた3の(2)と根っこは整合する部分がございます、(2)の部分で本来の部分是非常に重要としつつ、発展可能性を許容するというメッセージを送りながら、こちらの方でこういう否定的な書き方をしてしまうと、少し問題ありかなというところは、事務局としても少し気になっていきます。一方で応援しつつ、一方でシャットアウトしてしまうと、何となく不整合になってしまうなという気が少ししております。すみません。ここは荒木専門委員の御指摘を踏まえて、部会長と御相談させていただけたらと思っております。

白波瀬部会長 そうですね。同居を中心に実態を捉えるというのが第一義としてありますので、別居については、本調査の中心的役割の範囲を超えている。では、具体的に何をもって守備範囲とするのか、という問題が出てきます。何か案があったら教えていただきたく思います。それで私と事務局の方でまとめさせていただき、修文させていただきたいと思っております。

佐藤専門委員 このポイントは、同居の世帯員の家計を明らかにすることなので、非同居の世帯員についての詳細な情報は取っても本当は必要ないわけですよ。役に立つかどうか分からないので。

白波瀬部会長 佐藤専門委員がおっしゃったことで少しはっきりしてきたと思うのですが、非同居者と世帯主との続柄の追加は、この時点では対応しなくてよろしいのではないのでしょうか。その理由として、本調査は、恒常的に同居していて生計を中心としたものを単位としており、この分析を進めていくというのが第一義であるからです。

したがって、記入者負担の観点からも、世帯主との続柄、要するに別居世帯については対応しないということによろしいか。

佐藤専門委員 そんな感じ。

白波瀬部会長 ここでの文章だと、確かに、家族類型別集計の分析は必要ないと言われてしまうと説得的ではないですね。確かに荒木専門委員がおっしゃるように、マイクロデータを分析する者としては、このあたり最初に確かめたいところでありますので、不要に否定するような説明は賢明ではありませんね。

佐藤専門委員 それは記入者負担の問題。

白波瀬部会長 問題だから、今回については対応しないと結論付けたという方が。

それでどうでしょう。荒木専門委員。

荒木専門委員 そうですね。結構でございます。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 必要性を根拠にするのはまだ無理があるように思いますので、今、部会長が整理された形を基本に修文案を作りまして、部会長と相談させていただきたいと思っております。

荒木専門委員 よろしく申し上げます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ。佐藤専門委員。

佐藤専門委員 の方の個計化の貯蓄とか宝飾品、宝石等とか資産の方も、これまでの他の調査から分かるよう、前の方に書いてありますけれども、つまり回答者本人が正確に把握していないことを聞いても、正確な答えは得られないということですね。

前の方で書いています。

なので、聞けませんということを書けばよろしいのではないかと。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 分かりました。

荒木専門委員と佐藤専門委員の御指摘のとおりで、基本的にこの調査の本来的な正確と、それからフィージビリティの部分をもう少しきちんと書き分ける形で丁寧に書かせていただいて、部会長と御相談させていただきたいと思います。

白波瀬部会長 基本的には恐らく、記入者負担のところで収束するような形になると思います。必要性とか、少し別の言葉で検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

もし何か、あの時に言いたかったというのがあったらどうぞ、遠慮なく御発言ください。まだ間に合いますので。

久我専門委員、何かありますか。大丈夫ですか。

久我専門委員 はい。以前、東京都さんか神奈川県さんから、オンライン調査の実施に当たって、システムにつながりにくいというお話があったかと思いますが、それはこちらに書く必要はないでしょうか。

白波瀬部会長 ありがとうございます。その点につきましては、この次にお話しをさせていただきたいと思いますので、御指摘ありがとうございます。

黒澤委員、何かありますか。

黒澤委員 1点だけ。これは本当にマイナーなのですが、すみません。また元に戻ってしまって。6ページの(4)の一番下の段落ですけれども「報告を求める者の変更」について。

ここで、以前、結局こういうふうに軽減をするのだけれども、調査地区の数を増やすことで、サンプル数は変わらないのだという御説明を受けたのですが、それは入れなくてもいいですか。軽減するということだけは書いてあるけれども、実数的にはその調査のサンプル数には影響がないのだということも入れた方がいいのではないかなと思いました。

白波瀬部会長 なるほど。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 一つ加えた方が。

黒澤委員 加えた方がより適当であるということがよく分かる。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 本部会で御審議いただいたことをきちんと反映できるということですね。

白波瀬部会長 あと、多分、委員も軽減、軽減ということではなくて、やはり本体としての価値は損なわないで対応をしてもらおうということですね。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 ここで精度向上としてしまっているの、分かりにくいのかもかもしれません。

白波瀬部会長 もう少し易しくお願いします。

坂井総務省政策統括官室付国際統計企画官 もう少し丁寧に書いた方がいいということですね。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、大変貴重な御指摘を頂きました。

繰り返しになりますけれども、修正は、事務局に助けてもらって、部会長一任という形で御了解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

では、最後に、私から一つ、御説明させていただきたいことがあります。

資料3についてです。よろしいですか。

読ませていただきたいと思います。

「全国消費実態調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ」というものを、今回、作成いたしました。皆さんに御意見あるいは御了解を得たいと思います。

「○ 統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について」ということです。

オンライン調査の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図ることとされており、全国消費実態調査についても、平成21年調査にて一部地域で実施したオンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大して実施する計画とされています。

政府における統計調査のオンライン化の推進については、府省横断的な業務・システムの見直しが行われ、平成20年度から、総務省（統計局）が中心となって、「政府統計共同利用システム」の本格運用が開始されていると聞いています。

そこで、国民のオンライン利用の状況や関連の技術は日進月歩の勢いで変化しており、同システムについても常にこうした動向を踏まえて改善を図る必要があります。今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者としてご出席の地方公共団体から、「過去の調査においてシステムにつながりにくくなった事案もあったことから、システムの円滑な運営に向けた環境整備を、政府にはできるだけお願いしたい。」との強い要請が出されました。

オンライン調査は、回答者にとっての利便性の向上や審査事務の効率化等、多くの効用が期待される反面、新たな財源の確保が必要になることは想像できます。

その円滑な実施のための環境を整備していくことは、政府においてオンライン調査

を進めていく上での基礎となるものと考えており、例えば、調査実施時期等の把握をより早期かつ綿密に行い、その状況を踏まえ、システム容量の確保を行うといった工夫等により、一層円滑なオンライン調査環境の整備に向けてご対応いただくことを、公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員としまして、期待しています。

以上、報告します。

というメモを準備させていただきました。

何か御意見等あれば、お伺いさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

久我専門委員、どうぞ。

久我専門委員 先日、お話が出たときからかなり気になっていた事象でしたので、こちらのようなメモを用意していただき安心しました。

ありがとうございます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 これは答申と別に作るのですか。

白波瀬部会長 別になります。

佐藤専門委員 でも、出されるわけですね。

白波瀬部会長 はい。一応、ここでも皆さんにも議論していただきましたし、地方公共団体の方からも貴重な御意見を頂きましたので、できればこういう形で意見をあげさせていただきたいなと思ったのです。

佐藤専門委員 とても良い。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

荒木専門委員、よろしいですか。

荒木専門委員 ではちょっといいですか。

大変細かいことで恐縮ですけれども、下から4行目の「システム容量」というのは、基本的にはどういった範囲を想定された表現でしょうか。処理能力のことでしょうか。

白波瀬部会長 そういうことですね。

佐藤専門委員 処理能力の向上。

荒木専門委員 なるほど。処理能力の向上とかでしょうか。

佐藤専門委員 システムの向上。

白波瀬部会長 どうぞ。

永島総務省統計局統計調査部消費統計課長 今回の立場と余り関係ない部分ですが、過去の知見等から発言させていただきますと、システム能力と書いてしまうと、コンピュータのCPUの話になってしまうのですけれども、多分、今回の問題の解決は余り役に立たなくて、むしろメモリーであるとか、回線の容量といった、いわば道路の拡張みたいなところが必要なので、スピードを速くしても、道路が狭いとよりぶつかってしまうものですから、

そういう意味では「システム容量」という表現で割とうまい表現をされているのかなと思  
いました。

荒木専門委員 安心しました。

白波瀬部会長 すみません。ありがとうございます。

では、励ましの言葉も頂きましたので、資料3につきましては、更に検討の上、修正を  
加える可能性はあるかもしれないのですけれども、私の方から12月の委員会における答申  
案の説明の際に、併せて説明させていただきます。

それでは、特段ないようでありましたら、本日の部会はこれまでとさせていただきたい  
と思います。

最後に、皆様方にいつものお願いではございますけれども、本日の答申案につきまして、  
お気付きの点等ございましたら、期間が短くて申し訳ございませんけれども、11月29日  
金曜日、午後5時までに事務局まで電子メール等で御連絡いただければ幸いです。

それでは、今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

木村総務省政策統括官付副審査官 ただいま部会長からお話ありましたことの繰り返し  
になりますが、答申案につきまして、お気付きの点等がございましたならば、11月29日  
金曜日、午後5時までに、メール等により事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお「答申案」につきましては、12月13日に開催の第71回統計委員会におきまして、  
白波瀬部会長から御説明いただく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

今回の部会審議に当たりましては、委員及び専門委員の皆様方に本日まで4回にわたる  
部会審議に御協力いただきました。皆様方には効率的な審議に御協力いただきました結果、  
12月2日に予定しておりました第5回目の部会につきましては、開催せずに終えることと  
なりました。

どうも本当に御協力ありがとうございました。

部会長として、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

では、全国消費実態調査の変更に係る部会審議につきましては、本日をもちまして終了  
とさせていただきます。

大変ありがとうございました。